

## 農地法第3条許可申請について

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けなかった売買や、貸借権の設定等の行為は、法律的に無効であり、所有権移転等の登記ができませんのでご注意ください。

平成24年4月1日の農地法第3条一部改正により、従来都道府県知事が許可権限を有していた案件についても、農業委員会が許可を行うこととなりました。

### ☆農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の全ての要件を満たす必要があります。

#### (個人申請の場合)

- ① 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
- ② 今回の申請地を含め所有している農地または借りている農地の全てを効率的に耕作すること。
- ③ 今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。この下限面積とは、許可後に経営する農地面積のことで、いすみ市は市内全域20a以上です。
- ④ 申請地周辺の農地利用に影響を与えないこと。

#### (法人の場合)

一般の法人等も一定の要件を満たす場合は貸借権を設定し農業への参入ができることになりました。

しかし、農地の所有権を取得して農業に参入できる法人は農業生産法人に限られています。詳細につきましてはご相談ください。

### ☆許可申請書・添付書類(証明書類は、申請前3ヶ月以内のもの)

1. 土地の登記事項証明書…千葉地方法務局いすみ出張所で取得して下さい。  
・土地の登記事項証明書の所有名義人と譲渡人が異なる場合  
(1)相続登記未了の場合… ①相続関係図 ②戸籍謄本 ③除籍謄本 ④相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面を添付して下さい。  
(2)住所移転の場合…譲渡人の現住所が土地の登記事項証明書に記載された住所と異なる場合は住民票・戸籍の附票の写し等住所の移動が分かる書類を添付して下さい。
2. 公図の写し…千葉地方法務局いすみ出張所又はいすみ市役所税務課で取得して下さい。
3. 案内図(住宅地図等)…申請地が判るように記入して下さい。
4. 営農計画書…同一世帯内での権利設定・移転の場合は不要です。
5. 契約書の写し…使用貸借契約書、賃貸借契約書の写しを可能な場合、許可後に添付して下さい。
6. 委任状…申請人が代理人の場合に添付して下さい。
7. 農業経営の実態証明…譲受人の住所が市外の場合に添付して下さい。前もって住所地の農業委員会で証明書を発行してもらって下さい。
8. 住民票…譲受人、譲渡人両名の住民票を添付して下さい。  
※いすみ市在住の方でも必要になります。

### 9. 身分証明書(運転免許書、マイナンバーカード等)

※申請者又は代理人

## ☆申請から許可までの流れ

1. 申請書の受付  
毎月21日から25日(土日、祝日を除く)とします。
2. 現地調査  
会長、地区担当農業委員、農業委員会事務局による現地調査を行います。
3. 農業委員会総会  
毎月5日前後に農業委員会総会にて許可・不許可についての決定を行います。
4. 許可書の交付  
申請書受付から許可までの標準処理期間は、21日です。農業委員会後、同月内に許可書の交付となります。  
農業委員会事務局から申請者様にご連絡いたします。認印をご持参のうえ、農業委員会事務局まで受領にお越しくください。

問い合わせ先  
いすみ市農業委員会事務局  
電話0470-62-1281  
FAX0470-63-1252

# 農地法第3条受付申請書

連絡先 氏 名  
電 話

申請者	住所					氏 名
	譲受人	番地				
	譲渡人	番地				
申 請 内 容						
物件の表示	大 字	字	地 番	登記地目	面 積	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
計画の終始	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日					
転用事由	/					
転用目的	/					
3条移動の理由	譲受人					
	譲渡人					
移動の内容	自小作別	売買価格	資金計画		その他	
	自 小	/10a	自己資金 借入資金			

事務局 確認	振興センター 進達日	県許可 受取日	許可書交付者	許可書受取人	転確受取人
	. .	. .	. .	. .	. .

農地法第3条の規定による許可申請書

下記〔農地・採草放牧地〕について を〔設定・移転〕したいので、農地法第3条第1項許可を申請します。

令和 年 月 日

いすみ市農業委員会会長 様

申請人  
 譲受人 氏名(名称)  
 譲渡人 氏名(名称)

記

1 申請当事者の氏名(名称)、住所、職業及び年齢(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載して下さい。)

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲受人				電話連絡先 — —		
譲渡人				電話連絡先 — —		

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番	地目		面積	10アール 当り普通 収穫高	利用 状況	所有者氏名 (名称)	利用者 (所有権以外の使用収益 権が設定されている場合)		備考
	登記簿	現況					氏名 (名称)	利用 権原	

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

5 権利を設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲 受 人						譲 渡 人			
	所 有 地			借 入 地		経営地 ①+④				
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤		自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
田 畑 樹園地 計 採草放牧地 山林その他										

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏 名	年齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事 日数	備 考
世帯員 (構成員)						
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件に係る事項

別紙を確認する。

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量	種類			
確保済み	所有 リース			
導入予定	所有 リース			
(資金繰りについて)				

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項の適用を受けて農業生産法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。）

氏名	役職名	農業従事状況 〔その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を 行う期間：年 箇月〕	
		当該事業に参画・関与している期間	
		年 年	箇月（直近の実績） 箇月（見込み）
		年 年	箇月（直近の実績） 箇月（見込み）
		年 年	箇月（直近の実績） 箇月（見込み）

## 10 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 申請者の欄について、個人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
記1については、法人の場合にあっては名称、代表者氏名、主たる業務の内容及び主たる事務所の所在地を記載のこと。ただし、その法人が市町村、農業協同組合及び農地保有合理化法人にあっては、主たる業務の内容は記載しなくてもよい。
- 記2については、登記簿上の所有名義と現在の所有者が異なるときは備考欄に登記簿上の所有者を記入する。
- 記4については、権利を移転し又は設定しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を明示すること。水田裏作の目的に供するための権利の設定にあっては、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要をあわせて記載すること。
- 記5については、「自作地」「借地」欄には、権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有地」のうちの「その他」欄には、農業経営を委託しているもの及び不耕地等その所有者及びその世帯員により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- 記6については、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを備考欄に記載すること。
- 記7については、権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合は別紙により記載すること。
- 記8の「農機具保有状況」については、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。  
また、導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについても記載する。
- 区分地上権が設定される場合にあっては、記5、記6及び記8の記載を要しないが、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- 農業生産法人が、従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、記5、記6及び記8の各事項について、法人全体に関するものの他、その他従たる事務所における該当事項についても、「その他参考となるべき事項」欄に記載すること
- 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。



# 委任状

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記不動産の農地法第3条の許可申請に関する一切の権限を委任します。

記

いすみ市 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

委任者住所 \_\_\_\_\_

委任者氏名 \_\_\_\_\_